

## 小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案の提案について

「高島漁港区における公益通報等へのコンプライアンス委員会の調査結果」に係る小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例（分区条例）違反について、市長としての責任を取るため、市長の平成29年11月分の給料月額を10分の1減額するもの  
※ 副市長についても、同月分の給料月額の10分の1を自主的に辞退

### 1 事案の経緯

小樽市コンプライアンス委員会（コンプラ委）が平成29年1月26日受付の公益通報「高島漁港における観光船の事業と係留における法令 条例違反」及び同年3月27日受付の公益目的通報「小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例違反」について、通報対象事実の有無を調査した結果、次のとおり、いずれも「通報対象事実あり」と決定し、小樽市職員倫理条例（倫理条例）第17条第1項の規定に基づき、その内容を同年8月21日付けて市長に報告した。

通報内容	調査結果	理由
高島漁港区において、観光船の護岸使用登録（係留許可）がなされている事実（他に同様の趣旨での通報あり）	通報対象事実あり（倫理条例第15条第1号…法令に違反する事実）	観光船の係留許可がなされていることは、観光船の係留施設を認めることとなり、分区条例に違反している。
高島漁港区において、無断で車止めにU字フックを取り付け、その撤去をさせることなく、船を係留させたままで係船環の取付を条件に係留の許可がなされている事実	通報対象事実あり（倫理条例第15条第3号…法令に違反するおそれのある事実）	例外的な扱いをする合理的な理由もないため、小樽市港湾施設管理使用条例（管理使用条例）の適正な運用を誤り、行政手続として不適切であったと考えられる。
高島漁港区において、水産関連施設やその利用者のための飲食 物販店以外は建設が禁止されているにもかかわらず、観光船利用者のための利便施設の建築許可がなされている事実	通報対象事実あり（倫理条例第15条第1号…法令に違反する事実）	当該休憩棟は、その主たる目的は、観光船の乗降客や観光客が利用すると考えるのが妥当であり、到底漁港区の施設従事者や漁業者のための飲食店又は物販店とは考えられず、分区条例に違反している。

### 2 飲食店及び物販店に関する認識の違いの精査

これまでの市の認識	飲食店又は物販店の設置について、分区条例の解釈の中で許可することが可能
コンプラ委の判断	建物の主たる目的が分区条例に適合しなければ不可



認識の違いの精査	過去に分区内において分区条例上適合するものとして判断した既存の飲食店又は物販店のうち3店舗について、当時の判断が分区条例に適合するか否か、顧問弁護士の見解を求める。
----------	--

↓

顧問弁護士の見解	そのうちの2店舗	当該店舗は誰もが広く利用することが可能であり、その利用者が港湾施設等に従事する者及びその利用者に限られているものではないとしても、当該店舗の業態の性質上、その利用者は、近隣住民や周辺の事業施設等の従事者、利用者等が主たるものと考えられるため、分区条例に違反しないと考えられる。
	そのうちの1店舗	その目的は、港湾施設関係者を主たる利用者とするものではなく、より広く、観光客や一般客を対象に営業を行うものと考えられ、分区条例の「港湾施設等に従事する者及びその利用者のための飲食店」には適合しない可能性が大きいと考えられる。



これまでの判断基準	店舗の「主たる利用者」と「従たる利用者」とを斟酌することなく観光目的の店舗であるとしても港湾施設等に従事する者及びその利用者（港湾施設従事者等）が見込まれる場合は分区条例に適合すると判断⇒拡大解釈
今後の判断基準	店舗の「主たる利用者」が港湾施設従事者等であるか否かを重要な判断要素であると捉えるとともに、店舗の設置目的、業種・業態等をも鑑みて総合的に判断

### 3 本件における責任及び量定

- ・ 本件について、原部から報告があったものの、過去からの誤った条例解釈を是正することなく、これを追認した市長としての責任
- ・ 市長の責任の取り方としては、業務上横領等により職員が懲戒免職処分となった事案において、管理監督責任として減給10分の1を1か月とした先例が複数あるが、本件においては、職員の処分の軽重にかかわらず、これに先行し、管理監督責任のほか、誤った条例解釈を追認した責任として、減給10分の1を1か月とするもの（副市長についても同様の考え方）

### 4 再発防止策及び是正措置

再発防止策	今後、分区内で建設される係留施設、飲食店、物販店等の構築物については、分区条例の別表に掲げる構築物に該当するかどうかを厳密に判断し、特に飲食店及び物販店の建設に当たっては、主たる利用者を見極めるほか、店舗の設置目的、業種・業態等をも鑑みて総合的に判断するよう、また、管理使用条例に基づく行政手続についても、適切な事務処理となるよう、それぞれ具体的な方法を検討していく。
是正措置	今後、事業者に対しては、港湾法第40条の2第1項に照らすと、「撤去」「移設」「改築」又は「用途変更」などの是正措置を講ずることになると考えるが、分区内において本件以外にも分区条例上適合しないと思われる既存建築物の現況調査を行い、他の違反建築物に対する是正措置をどのように進めるかを含めて、慎重な判断が必要となることから、引き続き顧問弁護士に相談しながら、適切な対応を検討していく。